



藤井社会保険労務士事務所 事務所だより

2015年2月(第35号)

全国から梅のたよりが聞かれるようになりました。春のおとずれが待ち遠しいですね。

「事務所だより 2月号」をお届けします。日常の業務にお役立ていただければ幸いです。掲載内容に関してご不明な点があれば、どうぞお気軽に当事務所までお問い合わせください。

この号の内容

- 1 残業代を正しく計算していますか？
- 2 健康保険料・介護保険料が変更になります
- 3 介護休暇をご存じですか？
- 4 当事務所から

残業代を正しく計算していますか？

会社は従業員に時間外労働、休日労働、深夜労働を行わせた場合には、法令で定める割増率（時間外労働2割5分、休日労働3割5分、深夜労働2割5分）以上の率で算定した割増賃金を支払わなければなりません。割増賃金はその従業員の1時間あたりの賃金額をもとに計算しますが、今回は1時間あたりの賃金額を計算する上で注意すべきポイントをご紹介します。ポイントをおさえて、正しく残業代を計算しましょう。

1. 月給制の場合、各種手当も含めた月給を1ヵ月の所定労働時間で割って、1時間あたりの賃金額を算出しますが、以下の①から⑦は月給から除外することができます。

- ①家族手当 ②通勤手当 ③別居手当 ④子女教育手当
- ⑤住宅手当 ⑥臨時に支払われた手当
- ⑦1ヵ月を超える期間ごとに支払われる賃金

2. 上記①から⑤の手当については、このような名称の手当であれば、すべて除外できるわけではなく、家族手当、通勤手当、住宅手当については次の条件を満たす場合に除外できます。

- ①家族手当 扶養家族のある従業員に対し、家族の人数に応じて支給するもの（扶養家族の有無、家族の人数に関係なく一律に支給するものは除外できない）
- ②通勤手当 通勤に要した費用に応じて支給するもの（通勤に要した費用や通勤距離に関係なく一律に支給するものは除外できない）
- ⑤住宅手当 住宅に要する費用に定率を乗じた額を支給するもの（住宅の形態ごとに一律に定額で支給するものは除外できない）



【詳しい内容はこちらをクリック】

<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/kantoku/dl/040324-5a.pdf>

健康保険料・介護保険料が変更になります

健康保険については毎年3月に保険料率の見直しが行われておりますが、協会けんぽにおいては例年より1か月遅れて4月分（5月納付分）から改定されることになりました。また、介護保険料率については全国一律で現行の1.72%から1.58%に変更になります。（健康保険組合についてはそれぞれ状況が異なりますので、詳細については各健康保険組合にお問い合わせください）

■ 主な保険料率

東京都	9.97%	大阪府	10.04%
神奈川県	9.98%	愛知県	9.97%
千葉県	9.97%		



【各都道府県ごとの協会けんぽ保険料額表はこちらをクリック】

<http://www.kyoukaikenpo.or.jp/g3/cat330/sb3130/h27/270228>



介護休暇をご存じですか？

介護休暇は、平成21年に育児・介護休業法の改正によって創設された制度です。要介護状態の家族の日常的な介護のために、年次有給休暇や欠勤で対応している労働者が多いことから、介護のための短期の休暇制度として導入されました。要介護状態の家族の介護、通院の付添い、介護サービスの提供を受けるために必要な手続きの代行、その他の必要な世話をを行う労働者は、会社に申し出ることによって年5日（対象となる家族が2人以上の場合は年10日）を限度として、年次有給休暇とは別に休暇を取得することができます。

当事務所から



事務所日より2月号はいかがでしょう。

今月は介護休暇を取り上げました。介護の担い手は主に働き盛りの40代から50代が最も多く、やむを得ず介護離職をする人が平成19年から平成24年までの5年間で約48万人もいたそうです。介護休業や介護休暇の制度だけでなく社会全体で助け合うことが大切です。

藤井社会保険労務士事務所

〒107-0062 東京都港区南青山 2-22-14 フォンテ青山 1209号

TEL 03-3478-0290 FAX 03-6804-3354

Email mayfujii@sr-fujiioffice.com

URL <http://www.sr-fujiioffice.com>

特定社会保険労務士・ファイナンシャルプランナー
藤井真由美